

# 那 霸 市 公 報

号外第 6 6 8 号

毎月 2 回 1, 15 日発行

発 行 所

那 霸 市 泉 崎 1 丁 目 1 番 1 号

那 霸 市 総 務 部 総 務 課

## 目 次

### 監 査 委 員 公 表

平成 1 7 年度財政援助団体等監査の結果に対する措置について (公表) …… 257

### 監 査 委 員 公 表

那 監 公 表 第 3 号

平成 1 8 年 5 月 1 8 日

那 霸 市 監 査 委 員 長 嶺 紀 雄

同 宮 里 善 博

同 山 川 典 二

同 玉 城 彰

平成 1 7 年度財政援助団体等監査の結果に対する措置について (公表)

平成 17 年度財政援助団体等監査 (那監公表第 7 号) の結果を参考として、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第 199 条第 12 項の規定に基づき、次のとおり公表する。

#### 平成 17 年度財政援助団体等監査の結果に対する措置について

- 1 南部市町村会負担金
- 2 共済費厚生会負担金
- 3 利子補給 (助成) 補助金
- 4 モノレール旭橋駅周辺市街地再開発事業

那 霸 市 監 査 委 員

**(1) 事業名称 南部市町村会負担金**

指摘事項等

(総務課)

**(ア) 南部市町村会(南部 18 市町村)負担金について**

南部市町村会負担金については、昭和 44 年財団法人南部振興会理事会において、財団法人南部振興会負担金に統合することを決定し、財団法人南部振興会予算として一括管理しているにもかかわらず、十分な検証のないまま、南部市町村負担金として予算執行している。南部市町村会負担金として予算計上し執行しているが、請求団体である南部市町村会(任意団体)としての予算編成はされず、財団法人南部振興会(公益法人)一般会計予算で一括管理されていることについては、予算執行上不適切である。

予算編成及び執行に当たっては、那覇市予算決算規則、予算編成方針及び予算編成要領並びに予算執行方針等により適切かつ厳正な予算執行に努められたい。また、負担金交付団体に対し、当該団体の事業目的、事業内容、経費等を当該団体の会則、事業計画、予算及び決算等で十分検証し、交付団体への適切な指導・助言及び改善等を行い効率的・効果的な予算執行に努められたい。

**(南部市町村会)****(ア) 南部市町村会について**

地方自治法第 263 条の 3 第 1 項に基づく地方 6 団体組織の下部組織としての位置づけに疑義がある。

南部市町村会を地方自治法第 263 条の 3 第 1 項に基づく地方 6 団体の都道府県組織である沖縄県市長会及び沖縄県町村会の下部組織として位置づけているが、沖縄県市長会会則及び沖縄県町村会規約に下部組織として規定されていない。

**(イ) 南部市町村会予算について**

a 昭和 44 年 5 月 29 日財団法人南部振興会理事会において、南部市町村会、財団法人南部振興会事務局統合及び予算も一括し、南部市町村会負担金を財団法人南部振興会負担金として徴収することを決定しているにもかかわらず、那覇市長に対し南部市町村会負担金として請求していることは、理事会決定に反する。

b 南部市町村会負担金として請求し、財団法人南部振興会負担金として会計処理していることは不適切である。

c 南部市町村会と財団法人南部振興会の予算を一括管理することは、任意団体と公益法人の予算が混在し、組織の設置目的、事業区分、経費負担区分等が不明瞭である。南部市町村会会則及び財団法人南部振興会寄付行為に則した、予算管理に努められたい。また、民法第 34 条により設置された公益法人は、公益法人の設立許可及び指導監督基準に基づき、財務及び会計は、原則として「公益法人会計基準」に従い適切な会計処理を行うことになっているので遵守されたい。

**(ウ) 南部家畜市場担当職員の任用及び給与について**

a 南部家畜市場の運営については、南部家畜市場の管理運営に関する

規程により、財団法人南部振興会、南部畜牛組合、南部地区協同組合長会及び南部地区農協養豚協議会をもって運営委員会を組織している団体であるにもかかわらず、南部家畜市場担当職員の身分を保障するため南部市町村会職員として任用していることは不適切である。南部家畜市場担当職員は、南部家畜市場運営委員会職員として任用すべきである。

- b 南部市町村会職員として任用しているが、独自の給与規程等は制定せず、財団法人南部振興会職員給与規程に基づき、財団法人南部振興会一般会計予算で執行していることは不適切である。
- (エ) 財団法人南部振興会の組織、役割、業務及び予算について
- a 財団法人南部振興会は、設立当初、沖縄県教育委員会管轄の育英基金財団として設置されたが、本来の業務である人材育成や育英事業のみでなく、南部家畜市場、南部人工授精センター及び南部地区農業用プラスチックリサイクルセンター等産業振興分野まで業務が拡大している。このことは、沖縄県教育委員会管轄の業務の範疇を超えたことになっており、財団法人南部振興会の役割、業務の在り方及び組織運営の在り方について検討されたい。
  - b 平成 16 年度財団法人南部振興会一般会計決算をみると、財団法人南部振興会、南部市町村会、南部家畜市場及び南部総合福祉センター等構成団体が異なる団体の経費が混在している。各団体の設置目的、担当事務及び経費負担を明確にする観点から、財団法人南部振興会一般会計予算の在り方について検討してもらいたい。
  - c 南部家畜市場の予算については、財団法人南部振興会構成員と異なっているにもかかわらず、人件費のみを財団法人南部振興会一般会計予算で執行し、運営管理経費については、運営委員会方式で別途予算管理している。南部家畜市場の設置目的、事業内容及び経費負担を明確にする観点から、人件費等も含め、財団法人南部振興会一般会計予算から分離し、運営委員会での単独予算を編成し、執行管理してもらいたい。
- (オ) 南部市町村会、財団法人南部振興会の南部広域市町村圏事務組合への事務局統合等について
- a 南部広域圏の地域振興の一層の発展のため、情報の一元化、広域組織の密接な連携による一体的かつ効率的な事務事業の執行体制を強化する目的で、平成 15 年 10 月 31 日付け「南部広域市町村圏事務組合への財団法人南部振興会・南部市町村会の事務局統合に関する覚書」により、平成 16 年 4 月 1 日付けで事務局統合している。任意団体、公益法人及び特別地方公共団体の事務局統合並びに経費負担や事務処理に疑義がある。
  - b 事務局統合に際し、南部市町村会及び財団法人南部振興会が実施している事務事業を南部広域市町村圏事務組合に委託する「事務委託方式」となっているが、平成 16 年度財団法人南部振興会一般会計決算において委託料の支出はない。
  - c 南部広域市町村圏事務組合に事務事業を委託するに伴い、南部市町村会及び財団法人南部振興会職員の身分を南部広域市町村圏事務組合に引継がせたにもかかわらず、職員の給与を当分の間、負担すること

については、不適切である。職員給与については、身分引継ぎした南部広域市町村圏事務組合が負担すべきである。

- d 南部市町村会、財団法人南部振興会及び南部広域市町村圏事務組合の設置目的、担当事務及び経費負担等を明確にする観点から、それぞれの組織、役割、業務、経費負担及び事務処理等の在り方について見直し検討されたい。

#### 指摘事項等に関する措置

##### (総務課)

##### (ア) 南部市町村会(南部 18 市町村)負担金について

南部市町村会負担金は、昭和 44 年の時点から、他の市町村と同様に「南部振興会負担金」として請求され、交付すべきでありましたが、那覇市に対してのみ「南部市町村会負担金」として請求が続けられ、その請求に応じて交付してまいりました。

なぜ、このような請求、交付になったのか、両団体事務局及び複数の関係者にあたり調べましたが、明確に理由を確認するには至っておりません。

しかしながら、会計の不明瞭さを払拭することはできないものと考えており、深く反省しております。

平成 16 年 4 月に行われた「南部広域市町村圏事務組合」、「南部市町村会」、「財団法人南部振興会」による事務局統合を受け、平成 17 年度より、「南部市町村会」、「財団法人南部振興会」とも独立した予算編成を行っており、負担金の請求もそれぞれ、「南部市町村会負担金」、「南部振興会負担金」として請求がなされ、それぞれに交付されておられ、会計の透明性が図られております。

今後とも負担金につきましては、那覇市予算決算規則、予算執行方針等に従って適正な予算執行にあたりたいと思います。

##### (南部市町村会)

##### (ア) 南部市町村会について

本会は、ご指摘のように沖縄県市長会、沖縄県町村会の規約には、下部組織としての規定はされていませんが、顧みれば、昭和 23 年、去る大戦で壊滅的な打撃を受け灰燼と化した郷土の復興のため、時の市町村長が立ち上がり、同一地区内の市町村長が共に助け合い、連携を取り合うという目的で、申し合わせ的に南部地区市町村長協議会が誕生しました。

昭和 23 年 1 月、軍政府指令第 4 号によって、沖縄県における市町村長及び市町村議会議員の選挙が執行されました。

初の公選市町村長の誕生により南部地区市町村長協議会の正式結成の高まりによって昭和 23 年 2 月に結成されました。

さらに、同 28 年 9 月、立法第 1 号市町村自治法の公布によって、従来の軍政府指令で設置されていた市町村長協議会は廃止され、南部地区市町村会と改称し、今日に至っております。

任意団体ではありますが、戦後の灰燼と化した郷土の復興のため市町

村はもとより、市町村共通の課題解決のため連携して取り組んできた成果は大きなものがあります。

当時は、法制度が未整備な状況の中で自然発生的に設置されてきた団体であり、全国的にも同様な組織は、存在し、地方 6 団体の下部組織としての役割を担ってきているのが、現状であります。

(イ) 南部市町村会予算について

平成 16 年度まで、ご指摘の処理でありましたが、平成 17 年度予算からは、それぞれ独立した予算編成を行い改善を図ったところであり

ます。  
なお、公益法人会計基準による会計処理についてのご指摘について、前述のように予算が南部市町村会、南部振興会両団体の予算が一本化していたところを、分離したところであり、今後は、その会計基準に基づいて対応できるよう努めて参りたいと思います。

(ウ) 南部家畜市場担当職員の任用及び給与について

平成 18 年度予算編成において、南部家畜市場担当職員の給与等については、それぞれ独立した予算の中で措置するよう調整を図っているところであり

(エ) 財団法人南部振興会の組織、役割、業務及び予算について

- a 事業については、寄付行為の範囲内で実施しております。寄付行為の改正も所管の県教育委員会を経て県知事の許可を得て施行されるものであります。

南部家畜市場や農業用プラスチックリサイクルセンターの両事業は、法人格を有する南部振興会が事業主体となって国や県の補助を受けて実施された事業であり、当該事業は、設立当初から南部振興会寄付行為に規定する事業「産業振興に関すること。」の規定に基づいて実施されています。

- b 平成 16 年度まで、ご指摘の処理でありましたが、平成 17 年度予算からは、それぞれ独立した予算編成を行い、今後も改善に努めてまいります。
- c 平成 18 年度予算編成において、南部家畜市場担当職員の給与等については、それぞれ独立した予算の中で措置するよう調整を図っているところであり

(オ) 南部市町村会、財団法人南部振興会の南部広域市町村圏事務組合への事務統合について

- a 平成 4 年 11 月、南部地域における広域行政を担う地方公共団体としての南部広域市町村圏事務組合が発足したことを契機に、南部市町村会、財団法人南部振興会、南部広域行政組合をはじめ消防、救急、廃棄物処理等の一部事務組合の整理統合を含む広域行政のあり方を改めて検討し、広域行政のリストラを推進するとともに中長期的視点にたった地域づくりを推進する組織体制を確立する必要があることから、当該組合の広域化事務等調査委員会において、「広域行政システム調査専門部会」が設置されました。

平成 7 年 8 月、広域化事務等調査委員会広域行政システム調査専門部会から南部広域市町村圏事務組合広域化事務組合等調査委員会に対し、調査結果の報告がなされております。

その調査結果に基づき、南部広域市町村圏事務組合、南部広域行政組合、財団法人南部振興会、南部市町村会の広域組織の整理統合に向けた検討が始められました。

その調査報告には、整理統合の方向としては、3例が示され、その後の検討の結果、地方公共団体である事務組合の南部広域市町村圏事務組合と南部広域行政組合の組織統合を統合し、その事務局と財団法人南部振興会、南部市町村会の両組織の事務局を統合するという方向性が出されました。

その後、整理統合に向けて双方の協議が続けられたが合意に達せず、平成 15 年度に入って、南部広域行政組合を除いた三団体の事務局統合から進めることで双方の合意の基に作業が進められ、平成 16 年度に事務局統合が実現しました。

なお、他圏域では、北部地区が平成 9 年度、平成 12 年度には中部地区がそれぞれ広域市町村圏事務組合と市町村会等との同様な事務局統合がなされています。

- b 事務局統合により、南部振興会や南部市町村会の職員の身分は、南部広域市町村圏事務組合の身分を有することになり、その人件費等については、当分の間、両団体が負担することになっており、予算上、南部広域市町村圏事務組合へ負担金として措置されたものであります。

しかし、両団体の事務を南部広域市町村圏事務組合へ事務委託となっているが、負担金として措置することには疑義があるという指摘があり、18 年度予算においては、委託料で措置する方針であります。

- c 事務局統合により、南部振興会や南部市町村会の職員の身分は、南部広域市町村圏事務組合の身分を有することになり、その人件費等については、覚書き等に基づき、当分の間、両団体が負担することになっており、予算上、南部広域市町村圏事務組合へ負担金として措置されております。ご指摘の件については、今後検討致します。

- d 南部市町村会、財団法人南部振興会及び南部広域市町村圏事務組合は、今後もそれぞれの事務事業等の見直しに取り組んでまいります。

三団体の事務局統合は、南部広域圏の地域振興の一層の発展のため、情報の一元化、広域組織の密接な連携による一体的かつ効率的な事務事業の執行体制を強化する目的で統合されたところであり、今後も新たな広域事業への取り組みや圏域内の一部事務組合等の整理統合を推進することが望まれているところであり、南部広域市町村圏事務組合がその中心的役割を担うことが強く求められているところであり、

## (2) 事業名称 共済費厚生会負担金

指摘事項等

(人事課)

(ア) 平成 16 年度健康活動助成金の予算計上について

健康活動助成金は、沖縄県市町村職員共済組合から、市職員及びその被扶養者の健康の保持増進のための行事を実施したとき、それに要した経費の一部を助成することを目的として助成されるものである。

平成 16 年度助成額 ( 3,642,447 円 ) は、那覇市長名で請求しているが、市の予算に計上せず那覇市職員厚生会に直接振込みしている。

地方公共団体の予算は、地方財政法第 3 条( 予算の編成 ) 第 1 項「地方公共団体は、法令の定めるところに従い、且つ、合理的な基準によりその経費を算定し、これを予算に計上しなければならない。」同条第 2 項「地方公共団体は、あらゆる資料に基づいて正確にその財源を捕そくし、且つ、経済の現実に即応してその収入を算定し、これを予算に計上しなければならない。」及び地方自治法第 210 条に総計予算主義の原則として「一会計年度における一切の収入及び支出は、すべてこれを歳入歳出予算に編入しなければならない。」と規定されている。今後は、その規定に基づき予算計上するよう注意されたい。

(イ) 地公法第 4 2 条に基づく事業計画の策定と事業の実施について

地方公務員法第 4 2 条に「地方公共団体は、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について計画を樹立し、これを実施しなければならない。」と規定されているが、当該事業計画が策定されていない。早急に策定し、それに基づき厚生会は事業実施するよう努められたい。

(ウ) 厚生会公費負担分の見直しについて

公費負担金が充当されている厚生会の一般会計は毎年度決算で剰余金が発生し、しかも、毎年度、事業会計の収入不足補填のために繰出している。現状では、給与見直し、職員定数減等で年々、公費負担額は減少しているが、市の厳しい財政状況の中、経費節減のためにも市負担割合の減を検討されたい。

下表は平成 14 年度からの状況である。

単位：円

	平成 16 年度	平成 15 年度	平成 14 年度
公費負担金	91,585,206	93,184,452	96,518,841
一般会計(剰余金)	15,343,536	11,928,201	9,900,405
事業会計(繰出金)	4,000,000	4,000,000	6,000,000
(剰余金 + 繰出金)の合計 (割合)	(19,343,536) (21.1%)	(15,928,201) (17.1%)	(15,900,405) (16.5%)

(那覇市職員厚生会)

(ア) 会計規程等の制定について

厚生会の会計処理について、引当金、積立金、退職金処理で不明朗な処理が行われている。その原因は会計規程がないためである。今後は会計規程を制定するよう検討されたい。

(イ) 基金及び積立金の設置目的、基準及び財源の明確化について

基金及び積立金は決算剰余金を処分して各会計毎に積立てられているが、設置目的、基準及び財源が明確にされてない。引当金、積立金処理は合理的な計算による金額でなければならず、その算定基準及び

財源内訳 (公費か職員掛金か) も明確化されたい。

平成 16 年度末で次のとおりである。

a	一般会計	145,439,291 円
	基金	66,116,415 円
	貸付準備資金	23,389,112 円
	退職給与積立金	55,933,764 円
b	事業会計	84,346,386 円
	基金	85,501,248 円
	退職給与積立金	845,138 円
c	福利厚生施設特別会計	422,725,479 円
	基金	422,725,479 円
d	支払準備特別会計	87,462,465 円
	基金	87,462,465 円

(ウ) 退職金の会計処理について

平成 16 年度の退職金、支出金額 26,507,736 円について、退職給与引当金 4,818,000 円、退職給与積立金 17,839,736 円が直接に充当され、残りが一般会計の事業外支出 (退職金) 3,850,000 円として、費用処理されている。この処理は以下の点において妥当ではないので注意されたい。

- a 過去、平成 15 年度の退職者への支出分であるから、平成 15 年度に未払金処理すべきものである。
- b 過去、平成 13 年度まで退職給与引当金として引当てされ、平成 15 年度の残高が一般会計 4,818,000 円、事業会計 2,844,000 円となり、平成 16 年度の退職支出時に一般会計の分が全額充当され、事業会計の分が残っている。平成 14 年度から平成 16 年度も勤続年数が継続し退職金の要支給額は増加しており、引当てを止める理由はない。法人税法上の取扱いが変わったことは会計上の引当てを止める理由にはならない。
- c 過去に剰余金処分によりかなりの退職給与積立金への積立てがなされ、平成 16 年度の支出時に充当後も、56,778,902 円(事業会計含む)の残高となっている。ただし、職員の退職金を剰余金の処分により積立て、支出時に直接これを充当するのは、損益計算書の費用となるべき退職費用が発生年度においても、支出年度においても費用として計上されず、妥当な処理とは言えない。積立金経理の場合は、支出した退職金の金額を費用処理し、剰余金の処分で積立金を取り崩して、補填すべきである。
- d 引当金、積立金、費用処理に分けた金額に明確な根拠が無く、恣意的なものとなっている。

任意団体であるから、わかりやすく収支に徹した経理するなら、支出時に退職金として費用処理し、別途、注記等で年度末の退職金要支給額等を明確にする方法が考えられる。



## 指摘事項等に関する措置

## (人事課)

- (ア) 平成 16 年度健康活動助成金の予算計上について  
健康活動助成金については、平成 17 年度より予算計上することとし、平成 18 年 2 月議会に補正予算として提案しております。
- (イ) 地公法第 42 条に基づく事業計画の策定と事業の実施について  
職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項にかかる事業計画は、関係部署との調整を図りながら次年度以降において策定していく予定としております。
- (ウ) 厚生会公費負担分の見直しについて  
これまで給料月額 1,000 分の 7 であった市の負担金を平成 18 年 4 月から職員の負担金と同率の 1,000 分の 6 に引き下げするため、関係条例案を平成 18 年 2 月議会に提案しております。

## (那覇市職員厚生会)

- (ア) 会計規程等の制定について  
那覇市職員厚生会運営規程に規定されている条項等を整理し、平成 18 年度中に会計規則を制定できるよう努めます。
- (イ) 基金及び積立金の設置目的、基準及び財源の明確化について  
会計規則の中で基金及び積立金の設置目的、基準等を明確にしていきます。
- (ウ) 退職金の会計処理について  
平成 17 年度については、退職金をその年度の費用として補正を行い、今後においては退職金支給額を明確にして参ります。  
また、引当金、積立金等を整理し、退職積立金の 1 本化を図って参ります。

**(3) 事業名称 利子補給(助成)補助金  
出資金**

## 指摘事項等

## (土地開発公社)

- (ア) 市事業計画のない土地の取得について  
大名児童館(首里大名町 2 丁目)の西側隣地に、当初、市事業計画のないまま同公社が平成 3 年 1 2 月に取得した長期保有土地(1,225 m<sup>2</sup>)がある。この土地の取得に当たっての経緯は、平成 2 年度に市による大名児童館建設用地(1,110 m<sup>2</sup>)の用地買収が抵当権絡みで難航していたので、同公社に対し先行取得依頼が急遽持ち込まれた。しかしながら、市事業計画のない土地を含めての一括買い上げを要求する所有者の同意を得るため先行取得依頼にない部分の土地も含めて購入することになった。このことにより、長期保有土地を抱え込み、ひいては市財政に過重な財政負担を与える結果となった。市事業計画に基づかない取得については、手続きを含めてより慎重を期すべきであっ

た。

(イ) 那覇市への土地無償貸付について

- a 市に対し、下記物件を平成 14 年度は全額免除、平成 15 年度は賃料相場の 9 割減免で有償貸付、平成 16 年度には又全額免除している。「那覇市土地開発公社保有土地の賃貸に関する要綱」第 8 条で賃貸料の全部または一部を減免することが出来ることになっている。しかし、平成 16 年度において、減免申請の主な理由として借り手側の厳しい予算を挙げており、それだけの理由で全件、全額免除の決裁承認したことは公社自体の健全経営の立場からすると安易である。「那覇市土地開発公社業務方法書」第 6 条の最も有効かつ適正な利用を図るよう努める義務に反するので、今後は是正されたい。

市への貸付状況 (年度別推移)

(単位:円)

土地所在地	面積 (㎡)	平成 16 年	平成 15 年	平成 14 年
庁舎候補地 (234 街区、那覇新都心多目的広場)	17,354	免除	3,781,610	免除
行政施設 (70-2 街区、銘苅庁舎、仮設駐車場)	5,038	免除	963,264	
行政施設 (70-2 街区、IT 創造館)	2,080.48	免除	453,357	
行政施設 (70-2 街区、消防庁舎)	7,282	免除	661,205	
小禄金城地区公共公益施設用地 (保健センター)	4,942.13	免除	753,427	免除
公共用地取得代替地用地 (大名児童館多目的広場)	1,225	免除	231,525	免除
学校用地 (56-2 街区、安岡中学校)	3,804	免除	828,929	免除
学校用地 (217 街区、泊小学校)	2,699.96	免除		
合 計	44,425.57		7,673,317	

平成 15 年度の賃貸料は、公社賃貸要綱に基づき 9 割減免である。

- b 銘苅市営住宅の北側に、900㎡の職員駐車場がある。これは、同公社が市職員厚生会へ賃貸しているが、全部使用させているにもかかわらず、使用許可面積 450㎡として、(法面部分を除く有効面積 701.3㎡) 残地 251.3㎡を無償使用させているものである。これは、那覇市土地開発公社業務方法書第 6 条の最も有効かつ適正な利用を図るよう努めることに反する行為であるので、早急に是正されたい。

(ウ) 経理処理 (雑収益) について

平成 16 年度損益計算書中、雑収益で 4,984 万 7,503 円計上されているが、その主なものは、土地賃貸料収入 3,780 万 5,763 円、市からの利息助成金 1,187 万 5,189 円である。その経理区分に当たって雑収益で計上していることは、不適切な処理である。事業収益中に新たな

科目を設けて計上するよう検討されたい。

(エ) 諸規程について

- a 那覇市土地開発公社定款第 6 条に、「理事のうち 1 人および監事のうち 1 人は、常任とする」とあるが、常勤の役員は置いてないのが現状である。将来も置く予定がないのであれば規定の見直しをされたい。
- b 那覇市土地開発公社の非常勤役員に対する退職記念品等支給規程は、「在職期間 6 月以上 1 年未満の者に 2 万円又は相当品、1 年以上 2 年未満の者に 3 万円又は相当品、2 年以上の者に 2 年を越える在職年数 1 年毎に 1 万円を加算すると規定されている」とあるが、非常勤の役員は置いてないのが現状である。将来も置く予定がないのであれば規定の見直しをされたい。

(財政課、土地開発公社)

(ア) 協定書について

昭和 4 8 年 6 月 2 1 日に那覇市長と締結した「土地等の売買にかかる手数料についての協定書」第 2 条に「手数料は原則として乙(公社)が土地等の取得を行った年度内に 3 0 %翌年度に 7 0 %相当額を支払うものとする」とある。現状としては、市が買戻しの時点で 100%支払っているため、協定書の見直しを検討されたい。

(管財課、土地開発公社)

(ア) 公社存続について

土地開発公社の問題は、本市に限らず隠れた借金として全国自治体の財政悪化に、深刻な影響を与えている。設立当初は、地価の右肩上がりの時代にあつて公有地の先行取得は有効に機能してきたと評価できる。しかし、現在ではバブル崩壊後の地価下落、財政悪化などで、先行取得する意味はほとんどない。その存在価値は希薄化しており、社会的使命は終了したといえる。

本市では平成 1 7 年 6 月に土地開発公社経営健全化団体の県知事指定を受け、国の支援策のもと「土地開発公社の経営の健全化に関する計画」を策定している。当該公社保有の土地を平成 1 7 年度から平成 2 2 年度の間市が買い戻す計画となっている。これを機に、同公社の解散についても積極的に検討すべきである。

指摘事項等に関する措置

(土地開発公社)

(ア) 事業計画のない土地の取得について

本公社は、事業主管課から大名児童館建設用地 1,110 m<sup>2</sup>の取得依頼を受けまして取得し、それ以外の土地につきましては将来、児童館と隣接して複合施設としての老人憩の家、母子生活支援施設(母子寮)などの建設計画があることから、公共用地として、同代替地についても取得することになりました。

代替地につきましては、低金利の基金に借り換えをして、利子の軽減策を取っています。

(イ) 那覇市への土地無償貸付について

a 平成 15 年度から市への土地貸付につきましては、無償貸付から有償貸付となりましたが、地方税法の改正に伴い平成 16 年度以降、固定資産税の非課税措置の対象から土地開発公社が有償で貸付けている土地が除外されましたので、平成 15 年年度並みの賃貸料では固定資産税の課税額を下回るため、平成 16 年度は無償貸付としましたが、平成 17 年度から無償貸付を見直し有償貸付けとしています。

b 銘苅市営住宅の北側に、900 m<sup>2</sup>の福祉複合施設用地がありますが、土地の有効利用を考えて、市職員厚生会へ駐車場用地として、450 m<sup>2</sup>賃貸させています。

この土地は、法面部分を除くと有効面積は 701.3 m<sup>2</sup>になり残地 251.3 m<sup>2</sup>となります。

この残地につきましては、どういう利用が可能か早急に検討していきたいと思えます。

(ウ) 経理処理(雑収益)について

現在、本公社の事業収益の中には、受け入れる科目がなく、新たに設けて計上する必要がありますので、土地開発公社経理基準要綱の土地開発公社の経理及び予算に従い、事業収益の科目の中に附帯等事業収益の保有土地賃貸等収益(土地賃貸料)、補助金等収益の補助金等収益(利子補給分)として計上します。

なお現在、平成 17 年度予算は執行中でありますので、新年度の平成 18 年度予算から計上します。

(エ) 諸規程について

a 那覇市土地開発公社定款第 6 条に「理事のうち 1 人および監事のうち 1 人は、常任とする」とあるが、常勤の役員は置いていないのが現状であり、見直しを検討します。

b 那覇市土地開発公社の非常勤役員に対する退職記念品等支給規程は、規程の見直しを検討します。

(管財課、土地開発公社)

(ア) 協定書について

(管財課)

協定書見直しについては、土地開発公社と十分協議し、検討していきたいと考えております。

なお、本市では国の支援策のもと平成 17 年度に「土地開発公社の経営の健全化に関する計画」を策定し、平成 22 年度までに公社保有の先行取得土地の買取りを完了する見込みとなっております。

(土地開発公社)

市が買戻しの時点で 100%支払っているのが現状であり、協定書の内容改正については、市と十分協議し、検討したいと考えております。

(イ) 公社存続について

(管財課)

土地価格の下落が続く状況の中、先行取得の経済的なメリットは希薄化しておりますが、土地開発公社における公共用地の先行取得制度は、公共事業の円滑な執行に必要な制度であります。

「土地開発公社の経営の健全化に関する計画」において最終買取りが完了予定となっている平成 22 年度以降の土地開発公社のあり方については、十分検討していきたいと考えています。

(土地開発公社)

管財課と経営企画室が交渉した結果、公社存続については経営企画室が将来に亘って検討し、結論を出したいとのことであります。

#### (4) 事業名称 モノレール旭橋駅周辺市街地再開発事業

指摘事項等

(都市再開発課)

(ア) 検査マニュアル等の策定について

当市街地再開発事業は、事業性や事業スピードを重視することにより事業の促進性を確保するための再開発会社施行によるものであるが、本市は約 26 億円もの多額の一般財源を投入する補助事業であることから、本市の補助事業としての適切な検査をする必要がある。都市再開発課では、その事業の実績や履行の確認として委託契約書の写し及び事務費で使用した領収書を添付させ、補助額を精査したり、委託発注仕様書とその作成された書類である成果品の照合を実施している。しかし、そのような形式的な事業の結果チェックだけでは同事業の検査体制としては不十分であり、再開発事業の計画から実施に渡るまで取締役会議の議事録の点検なども含めて、より深度のある検査が必要である。従って、再開発事業全体の検査方法の検討をし、チェックリストによる検査マニュアル等を策定するなどして、検査体制を充実させることにより沖縄県とも協同しながら行政としての適切な管理・監督をしていただきたい。

(イ) 公益上の必要性や行政効果について

公益上の必要性や行政効果の予測として「モノレール利用客の増加、市税等の増収、事業所が増えることによる雇用の拡大が図れる」としているが、それを予測したのは旭橋都市再開発株式会社であり、都市再開発課においては、その内容の精度を担保する検証がなされてなかった。地方自治法第 232 条の 2 において「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる」と規定しているが、公費の用途は、公平・公正で客観的かつ合理的な公益性を持たなければならない。従って、高額な補助金を交付することに鑑み、長期的な視点に立って冷静かつ客観的な判断ができるような十分納得できる行政効果を検討することで公益性が発揮できるよう関係者の調整に務めて、補助事業実施にあたっての行政的責任を果たしていただきたい。

(ウ) 実績報告書等による補助事業の履行確認について

那覇市補助金等交付規則第 10 条(補助事業の遂行)、同第 12 条(実績報告)を受けて、同第 13 条(補助金等の額の確定)で「補助事業の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査」することになっている。これに従って、当該補助

金の用途である調査設計計画費と附帯事務費として執行されているかどうかを被補助団体の予算・決算報告書や実績報告書等により確認すべきである。

しかし、都市再開発課においては補助金に係る収支の会計経理が適正かどうかについて実績報告書等の確認としての検査がなされておらず、結果として旭橋都市再開発株式会社の平成 16 年度予算及び実績の報告書の調査設計計画費の実績が 542,850 円多い 85,304,100 円が計上されている間違った記載の事実が今回の監査の最中において発見された。今後は、このような不適正な状況が発生しないよう実績報告書等による履行確認を十分に精査して、補助事業としての適正な事業の実績管理をしていただきたい。

(旭橋都市再開発株式会社)

(ア) 会計処理業務の状況について

監査役と会計処理業務委託先の税理士事務所所長が同一人となっており、会計経理の管理点検体制上から好ましくないため、会計処理業務と監査業務の相互牽制機能が働くよう適切な運用管理体制の見直しをしていただきたい。

指摘事項等に関する措置

(都市再開発課)

(ア) 検査マニュアル等の策定について

法令の範囲内で、県と那覇市が事業にどこまで関与できるのか県とも協議しながら事業が円滑に進捗するように指導して行きたいと考えております。

検査マニュアルについては、今後、県とも協議し作成して行きたいと思っています。

(イ) 公益上の必要性や行政効果について

本事業は、安全・快適な歩行者空間の整備とバスターミナルの利便性の向上を図ることで交通結節点機能を強化し、都市活動、都市生活を支えるための業務、商業、宿泊等多様な都市機能を導入して合理的、かつ、健全な高度利用を図るとともに、那覇市の玄関口としての「顔」となる風格と豊かでゆとりのある都市空間の形成を図ることを目的としております。

公益上の必要性や行政効果を計るひとつの指標として、国土交通省監修・市街地再開発事業による税収効果評価マニュアルにもとづき、税収効果を算定しました。また、モノレール乗降客数の増加予測についても、県都市計画・モノレール課の利用客の推計と照合した結果、公益上の必要性や行政効果はあるものと認識しております。

(ウ) 実績報告書等による補助事業の履行確認について

実績報告書等による補助事業の履行の確認については、市街地再開発事業等補助要領に基づく調書として、国庫補助金受入調書、整備計画作成書、事業実施状況等で確認し、附帯事務費については、積算書(申請ベース及び実績ベース)と請求書及び領収書を照合しました。

また、那覇市市街地再開発事業補助金交付要綱に基づく調書として補助金精算調書、収支決算書で確認しました。本事業ではそれらに加え、委託業務契約書、事業完了実績箇所表、事業完了実績報告総括表、事業完了実績報告箇所別表、契約明細書を照合し、実績報告の精査を実施し補助金を交付してきました。

今後の対応として、旭橋都市再開発株式会社の予算決算書等の作成は翌年度の5月末に終了し、6月の株主総会に提出されます。その場合、那覇市は年度末の3月に補助金を交付するが時期的に齟齬が生じるので、月次の決算書等の提出を依頼し補助事業の履行の確認を行います。

(旭橋都市再開発株式会社)

(ア) 会計処理業務の状況について

平成17年10月1日に経理業務に関する委託先として大野木総合会計事務所と委託契約を締結し、現在これまでの委託先事務所と移管作業を実施中です。

本年度決算は業務の進捗状況からこれまでの委託先事務所が大野木総合会計事務所と連携して決算業務を担当することとしています。

次年度はこれまでの委託先とは契約を解除し、ご指摘通りの是正措置を講じる予定です。